

京都市告示第459号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
岩倉192号線	左京区岩倉村松町108番地の17地先から同町116番地の14地先まで	メートル 35.00	メートル 6.00 ～ 9.02
西寺緯51号線	南区唐橋赤金町62番地の42地先から同町62番地の19地先まで	74.50	6.00 ～ 11.50
檜原経52号線	西京区檜原甲水56番地の3地先から同町26番地の5地先まで	275.30	6.00 ～ 9.30
松尾御陵経50号線	西京区御陵内町13番地の12地先から同町13番地の7地先まで	76.80	6.00 ～ 11.85
石田経34号線	伏見区石田森南町47番地の1地先から同町46番地の18地先まで	87.90	6.00 ～ 11.00
小栗栖緯37号線	伏見区小栗栖中山田町55番地の11地先から同区桃山町山ノ下66番地の10地先まで	81.90	6.00 ～ 10.00
久我経109号線	伏見区久我本町11番地の392地先から同町11番地の395地先まで	69.50	6.00 ～ 9.60
久我経110号線	伏見区久我御旅町6番地の19地先から同町6番地の148地先まで	121.90	6.00 ～ 12.05
久我緯108号線	伏見区久我御旅町5番地の182地先から同町5番地の175地先まで	79.90	6.00 ～ 9.35

深草経217号線	伏見区深草大亀谷大谷町10番地の24地先から 同町10番地の28地先まで	133.80	6.00 ~ 11.30
伏見経28号線	伏見区川東町3番地の27地先から 同区西大文字町954番地の15地先まで	115.40	6.00 ~ 11.80

(建設局土木管理部道路明示課)